

## ESG経営 新潮流 (3)

ESG（環境・社会・企業統治）投資は投資額も大きく膨らんでいる。国際団体のG S I Aによると、2018年のESG投資の運用残高は世界全体で30兆7000億ドルとなり、14年の18兆3000億ドルと比べて68%も増えた。欧米の比率が高く、全体の85%を占めている。

日本の運用残高も14年から18年にかけて約300倍に急増し、全体の7.1%を構成するまでになった。大きく後押ししたのが、当局や年金基金の動きだ。まず14年に金融庁が、機関投資家向けの行動指針「スチュワードシップ（S S）・コード」を導入し、日本企業の関心が高まった。

15年9月には公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が、ESG投資を求める国連の「責任投資原則（P R I）」へ署名。17年には同法人が実際にESG投資に動き出し、他の機関投資家や投資先企業に大きな影響を与えた。

18年6月には、東京証券取引所が、上場企業に対して求める企業統治の指針「コーポレート・ガバナンスコード」を改訂。その中でESGへの取り組みや説明責任の重要性をより明確に盛り込んだ。

# NGOも積極的に関与

世界を見ると、ESG投資家の最近の動きとして、投資先企業への積極関与がある。投資先の経営が企業自身の持続的な成長やESG課題の解決につながらないと判断した場合、投資撤退や保険引き受け停止に踏み切る。具体的な判断材料としては、石炭などの化石燃料の利用や地球温暖化の助長、人権侵害にあたる労働問題などがある。また、健康や治安といった自国の社会環境の観点からたばこやアルコールなどの業界を投資撤退の対象とする投資家もいる。

こうした動きを加速しているのが、非政府組織（NGO）の関与だ。オランダの大手銀行ラボバンクやINGが児童労働に関与しているとされるパーム油生産大手企業への投資が、経済協力開発機構（OECD）の指針に抵触しているとして、あるNGOが投資の引き上げなどを求めてOECDの相談窓口へ提訴している。

環境（E）や社会（S）関連だけではない。企業統治（G）に注文を出す投資家も増えている。

例えば、米資産運用大手のステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）は日本で、社外取締役が3分の1未満の場合、経営トップの選任議案に反対するとしている。米議決権行使助言会社グラスルイスは日本の上場企業の株主に、取締役会に女性役員が不選任でかつ十分な説明がない場合、責任ある取締役の選任議案への反対または棄権を推奨する予定だ。さらに女性役員比率の3割達成を目指す英国発祥の組織「30%クラブ」が5月に日本で活動を始めた。

このようにESG投資が確実に広がっており、特に上場企業では戦略的な対応が急務である。

世界のESG投資の運用残高

